

発議第9号

千葉市公契約条例制定検討委員会設置条例の制定について

千葉市公契約条例制定検討委員会設置条例を次のとおり制定するものとする。

令和6年9月4日提出

提出者	千葉市議会議員	梶澤 洋平
〃	〃	野島 友介
〃	〃	安喰 初美
〃	〃	佐々木友樹
〃	〃	盛田 眞弓
〃	〃	中村 公江
〃	〃	野本 信正

千葉県条例第 号

千葉県公契約条例制定検討委員会設置条例

(設置)

第1条 本市は、市が行う契約において労働者の適正な労働環境及び公共事業の品質を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする条例（以下「公契約条例」という。）の制定について調査検討を行うため、千葉県公契約条例制定検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査検討し、その結果を市長に提言する。

- (1) 公契約条例の制定に関する事項
- (2) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 事業者団体を代表する者
- (3) 労働者団体を代表する者
- (4) 公募による市民
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

3 委員の任期は、当該委員への任命があった日から所掌事務を終える日までとする。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 委員会は、必要に応じて、部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員で組織する。

3 部会に部会長及び副部会長を置く。

4 部会長及び副部会長は、部会に属する委員の互選により定める。

5 部会長は、部会の事務を掌理する。

6 委員会は、その定めるところにより、部会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

7 第4条第4項、第5条及び前条の規定は、部会について準用する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

~~~~~

議 案 説 明

千葉県公契約条例制定検討委員会を設置するため、条例を制定しようとするものであります。